

**古河市公共施設等総合管理
(ファシリティマネジメント)
基本方針**

〔 分野別施設方針 〕

平成28年5月
茨城県 古河市



目 次

1. 古河市公共施設等総合管理(FM)基本方針 分野別施設方針について . . .	1	3. 行政施設	
2. 市民集会等施設		(1) 庁舎施設 . . .	36
(1) 市民文化系施設		(2) 消防施設 . . .	38
ア 公民館的施設 . . .	2	(3) 環境衛生施設 . . .	40
イ 集会施設 . . .	5	4. インフラ等関連施設	
(2) 社会教育系施設		(1) 道路、橋りょう等 . . .	42
ア 図書館 . . .	7	(2) 公園 . . .	43
イ 博物館等施設 . . .	9	(3) 駐車場等施設	
(3) スポーツ・レクリエーション施設		ア 自動車駐車場 . . .	44
ア スポーツ施設 . . .	11	イ 自転車駐車場 . . .	45
イ 地域振興施設 . . .	13	(4) 市営住宅 . . .	46
(4) 産業系施設 . . .	15	(5) 上水道施設 . . .	48
(5) 学校教育施設		(6) 下水道施設	
ア 学校 . . .	17	ア 下水道関連施設 . . .	50
イ 学校給食施設 . . .	20	イ 農業集落排水処理施設 . . .	52
(6) 子育て支援系施設		(7) 農業関連施設	
ア 保育所 . . .	22	ア 農業水利施設 . . .	54
イ 児童クラブ . . .	24	イ 市民農園 . . .	55
ウ その他子育て支援施設 . . .	26	(8) 防犯灯 . . .	56
(7) 保健・福祉施設		5. 普通財産 . . .	57
ア 保健・福祉施設 . . .	28		
イ 高齢者福祉施設 . . .	30		
ウ 障害者福祉施設 . . .	32		
(8) 医療施設 . . .	34		

1. 古河市公共施設等総合管理（ファシリティマネジメント）基本方針 分野別施設方針について

本市では、平成27年3月に、市が保有する公共施設等（インフラを含む）を効率的かつ効果的に管理及び運営することを目的に、「行政改革」、「量の改革」、「質の改革」の3つの改革目標を推進することとした「古河市公共施設等総合管理（ファシリティマネジメント〔以下「FM」という。〕）基本方針」を策定した。

このFM基本方針では、平成27年度から平成66年度までの40年間を計画期間とし、FMの進め方として、「推進体制の整備」、「分野別施設計画の策定」、「市民への情報提供」を行うこととした。

推進体制の整備として、平成27年7月に「古河市ファシリティマネジメント推進会議」を庁内に設置し、この会議において、FMに関する計画等の策定及び推進に関すること、施設の新設や改築等に係る重要な案件に関すること、市有財産の取得や処分又は交換に係る重要な案件に関すること等についての審議を所掌することとし、また、同年8月に分野別施設の方針を策定すること等を目的に、公共施設等の各所管長による「専門部会」を設置した。

これから掲げる「分野別施設方針」は、FM基本方針に基づき、分野別の公共施設等の対象施設（配置等）、施設状況、施設概要（建築年、延床面積等）、更新検討施設（計画期間10カ年度ごと）、3つの改革目標の推進、計画期間における数値目標など、中長期的な視点から、分野別の各施設等を取り巻く環境（必要性や有効性）、管理及び運営の状況等を総合的に示したものである。

この分野別施設方針は、今後の分野別施設等の個別計画の指針とし、また、市における立地適正化計画、各長寿命化計画、耐震化に係る計画等と連携するものであり、これをもって、市の将来にわたる公共施設等の管理における財政負担の軽減、過不足がなく質の高い公共施設サービスの提供、持続可能な社会基盤（インフラ）の安定管理を目指すものである。

なお、本分野別施設方針は、FM基本方針の計画期間において、施設状況や社会的環境の変化等に応じ、適宜見直しを行うものである。

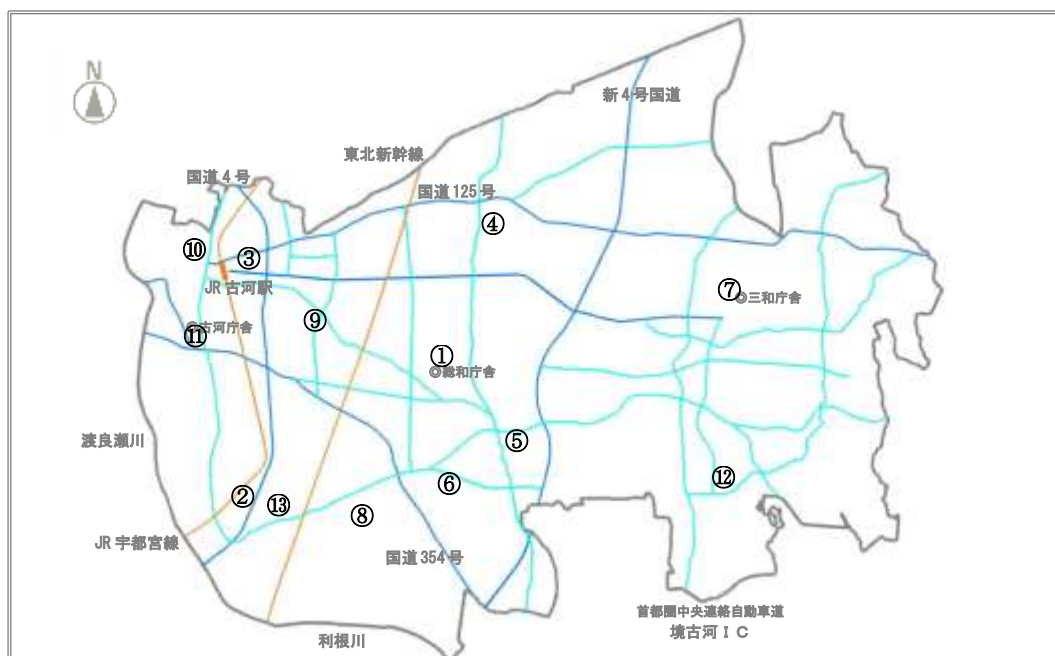
平成28年5月 古河市

2. 市民集会等施設

(1) 市民文化系施設

ア 公民館的施設

(a) 対象施設



①中央公民館、②中田公民館、③古河東公民館、④つつみ館（つつみ公民館）、⑤さくら館（さくら公民館）、⑥ふれあい館（ふれあい公民館）、⑦三和公民館、⑧とねミドリ館（生涯学習センター総和）、⑨ユースセンター総和、⑩はなももプラザ（地域交流センター）、⑪スペースU古河（古河庁舎併設市民集会施設）、⑫三和農村環境改善センター、⑬隣保館

(b) 施設状況

社会教育法の規定による公民館施設及びそれに類似する市民文化系施設等は計13施設あり、これら公民館的施設は、各々若干その設置目的や利用形態が異なるものの、物理的機能に大きな差異がないことから、市民などからは同等の施設機能を有するものとして利用されている。

なお、古河東公民館については、他の機能（古河図書館及び第二保育所）との複合施設であり、三和公民館については、三和庁舎との複合施設である。

(c) 施設概要

施設名称	建築年	延床面積	概要（設置目的等）
中央公民館	S49	2,221 m ²	生活文化の振興、社会福祉の増進
中田公民館	H05	1,003 m ²	生活文化の振興、社会福祉の増進

古河東公民館（複合施設）	S58	1,745 m ²	生活文化の振興、社会福祉の増進
つつみ館（つつみ公民館）	H05	1,008 m ²	生活文化の振興、社会福祉の増進
さくら館（さくら公民館）	S58	450 m ²	生活文化の振興、社会福祉の増進
ふれあい館（ふれあい公民館）	S48	484 m ²	生活文化の振興、社会福祉の増進
三和公民館（旧施設）	S45	1,257 m ²	生活文化の振興、社会福祉の増進
三和公民館（三和庁舎複合）	H16	2,150 m ²	生活文化の振興、社会福祉の増進
とねミドリ館（生涯学習センター総和）	H08	1,867 m ²	生涯学習によるまちづくり
ユースセンター総和	H03	1,754 m ²	市民の相互交流や教養文化の向上
はなももプラザ（地域交流センター）	H23	1,796 m ²	観光情報の発信、地域住民の相互交流
スペースU古河（古河庁舎併設市民集会施設）	S62	1,960 m ²	新しい文化の構築、市民の憩いの場
三和農村環境改善センター	S60	1,529 m ²	健康増進、地域連帯感の増進
隣保館	S57	596 m ²	福祉の向上、住民交流の拠点

(d) 更新検討施設〔※ 建築後60年を経過する施設の建替え等の検討(10カ年度ごと)〕

検討時期	対象施設
平成46年度まで	中央公民館、ふれあい館（ふれあい公民館）
平成56年度まで	古河東公民館、さくら館（さくら公民館）、隣保館
平成66年度まで	中田公民館、つつみ館（つつみ公民館）、ユースセンター総和、スペースU古河（古河庁舎併設市民集会施設）、三和農村環境改善センター

※ 三和公民館については、平成26年に旧施設を廃止し、その機能を三和庁舎に移転しており、旧施設については、取壊し、新たに「(仮称)三和地域交流センター」を整備する計画が進んでいる。(平成27年度末現在)

○ 本方針における『更新検討施設』についての説明〔全分野別施設共通〕

公共施設の寿命を60年と仮定し、施設寿命の中間年に当たる31年目を「大規模改修」の時期、61年目を「更新(建替え)」の時期として、建築後60年を経過する各施設を、計画期間における10カ年度ごとに表示している。

なお、検討時期においては、施設を更新(建替え)のみを検討するものではなく、寿命(60年経過)を迎える施設について、その時期における施設の有効性や必要性、また、避難所としての防災機能等についての検証を行い、更なる長寿命化、建替え、廃止等の有無を検討するものである。

(e) 施設方針〔3つの改革目標の推進〕**① 行政改革の推進（コストの見直しなど）**

各施設の運営方法や維持管理業務（点検、メンテナンス等）の統一化を図り、効率的な施設の管理運営を行う。

また、空きスペース等については、貸付けや有料広告事業の導入により、施設の有効活用を図る。

② 量の改革の推進（スペースの見直しなど）

利用の少ないスペースの用途を見直すなど、施設を最大限に活用し、機能の充実を図る。また、老朽化や著しく利用が少ない施設については、他施設との複合化を検討するものとし、老朽化による建替え又は複合化による統廃合の場合を除き、新たな施設の整備（新設）を抑制する。

③ 質の改革の推進（サービスの向上など）

施設の設置目的（用途）と利用実態を検証するなどし、施設のあり方や管理運営方法の見直しを行い、また、施設間におけるサービス格差を是正し、利用者が求める施設サービスの向上を図る。

施設サービスに不可欠な設備などの修繕やユニバーサルデザインの導入については、施設間の均衡を図り、優先順位を定めて計画的に実施する。

(f) 数値目標〔計画期間（40カ年間）における数量に関する目標〕

- 現行の施設数若しくは機能数未満の数量とする。

イ 集会施設

(a) 対象施設



①コミュニティセンター出城、②みどりヶ丘ふれあいの家、③コミュニティセンター平和、④三和いこいの家、⑤コミュニティセンターなかよこ、⑥コミュニティセンター総和、⑦中田集会所、⑧大山集会所

(b) 施設状況

コミュニティセンター(集会)系施設は、主に古河地区を中心に計8施設あり、市民自治の推進活動に必要な施設として設置したものである。

また、市が設置した施設(公の施設)のほか、市内各地区には、自治会や行政区が自ら設置及び管理運営する集会所や集落センターがある。

(c) 施設概要

施設名称	建築年	延床面積	備考
コミュニティセンター出城	S62	249 m ²	
みどりヶ丘ふれあいの家	S62	267 m ²	
コミュニティセンター平和	S62	267 m ²	
三和いこいの家	S62	249 m ²	
コミュニティセンターなかよこ	H01	277 m ²	
コミュニティセンター総和	S61	358 m ²	
中田集会所	S48	166 m ²	
大山集会所	S58	158 m ²	

(d) 更新検討施設 [※ 建築後 60 年を経過する施設の建替え等の検討(10 カ年度ごと)]

検討時期	対象施設
平成 46 年度まで	中田集会所
平成 56 年度まで	大山集会所
平成 66 年度まで	コミュニティセンター出城、みどりヶ丘ふれあいの家、コミュニティセンター平和、三和いこいの家、コミュニティセンターなかよこ、コミュニティセンター総和

(e) 施設方針 [3つの改革目標の推進]

① 行政改革の推進 (コストの見直しなど)

各施設の運営方法や維持管理業務 (点検、メンテナンス等) の統一化を図り、効率的な施設の管理運営を行う。

また、空きスペース等については、貸付けや有料広告事業の導入により、施設の有効活用を図る。

② 量の改革の推進 (スペースの見直しなど)

自治会や行政区が設置、運営する施設と機能が重複するなどの場合は、地域における施設ニーズを検証し、他施設の機能との複合化や施設全体の用途の転用を検討するものとし、老朽化による建替え又は複合化による統廃合の場合を除き、新たな施設の整備 (新設) を抑制する。

③ 質の改革の推進 (サービスの向上など)

市民自治の拠点施設としての利用実態を検証するなどし、施設のあり方の見直しや施設間における利用者のコスト負担の格差を是正し、市民自治の推進活動に必要な施設機能の維持及び管理を行う。

また、将来において、施設の管理運営を市民自治組織等に委ねることを検討する。

(f) 数値目標 [計画期間 (40 カ年間) における数量に関する目標]

- 現行の施設数若しくは機能数未満の数量とする。

(2) 社会教育系施設

ア 図書館

(a) 対象施設



①古河図書館、②燦 SUN 館（三和図書館〔三和資料館複合〕）、③中田公民館（図書室）、④中央公民館（図書室）、⑤ユースセンター総和（図書室）、⑥つつみ公民館（図書室）、⑦生涯学習センター総和（図書室）

(b) 施設状況

図書館は古河地区に1館、三和地区に1館の計2館、そのほかに公民館的施設内に設置した図書室が古河地区に1室、総和地区に4室の計5室ある。

図書館は2館ともに、他の機能との複合施設であり、古河図書館は古河東公民館及び第二保育所との複合、三和図書館は三和資料館との複合による施設（燦 SUN 館）である。

(c) 施設概要

施設名称	建築年	延床面積	備考
古河図書館（複合施設）	S58	975 m ²	古河東公民館及び第二保育所との複合
燦 SUN 館（三和図書館）	H12	2,555 m ²	三和資料館との複合
中田公民館（図書室）	H05	214 m ²	
中央公民館（図書室）	S49	183 m ²	
ユースセンター総和（図書室）	H03	240 m ²	
つつみ館（図書室）	H05	283 m ²	つつみ公民館
とねミドリ館（図書室）	H08	168 m ²	生涯学習センター総和

(d) 更新検討施設〔 ※ 建築後 60 年を経過する施設の建替え等の検討(10 カ年度ごと) 〕

検討時期	対象施設
平成 46 年度まで	中央公民館 (図書室を含む)
平成 56 年度まで	古河図書館
平成 66 年度まで	中田公民館 (図書室を含む)、ユースセンター総和 (図書室を含む)、つつみ館 (図書室を含む)

(e) 施設方針〔 3つの改革目標の推進 〕**① 行政改革の推進** (コストの見直しなど)

各施設の運営方法や維持管理業務(点検、メンテナンス等)の統一化を図り、効率的な施設の管理運営を行う。

また、空きスペース等については、貸付けや有料広告事業の導入により、施設の有効活用を図る。

② 量の改革の推進 (スペースの見直しなど)

利用の少ないスペースの用途を見直すなど、施設を最大限に活用し、機能の充実に努める。また、老朽化や著しく利用が少ない施設については、他施設との複合化を検討するものとし、老朽化による建替え又は複合化による統廃合の場合を除き、新たな施設の整備(新設)を抑制する。

③ 質の改革の推進 (サービスの向上など)

施設の設置目的(用途)と利用実態を検証するなどし、施設のあり方や管理運営方法の見直しを行い、また、施設間におけるサービス格差を是正し、利用者が求める施設サービスの向上を図る。

施設サービスに不可欠な設備などの修繕やユニバーサルデザインの導入については、施設間の均衡を図り、優先順位を定めて計画的に実施する。

また、複数の周辺自治体による同機能施設において、自治体ごとに不足する施設機能を補完し合えるよう、広域連携を強化する。

(f) 数値目標〔 計画期間(40カ年間)における数量に関する目標 〕

- 現行の施設数若しくは機能数未満の数量とする。

イ 博物館等施設

(a) 対象施設



①古河歴史博物館、②鷹見泉石記念館、③奥原晴湖画室、④古河文学館、⑤篆刻美術館、⑥美術学習室、⑦古河街角美術館、⑧永井路子旧宅、⑨燦 SUN 館（三和資料館〔三和図書館複合〕）

(b) 施設状況

博物館等施設は、古河地区に古河歴史博物館をはじめ歴史的な街並みとして一体的に整備された博物館や美術館等が8施設、三和地区に資料館が1館ある。

このうち、三和資料館は他の機能（三和図書館）との複合施設（燦 SUN 館）である。

(c) 施設概要

施設名称	建築年	延床面積	備考
古河歴史博物館	H02	2,441 m ²	
鷹見泉石記念館	H02	177 m ²	
奥原晴湖画室	H21	131 m ²	
古河文学館	H10	678 m ²	
篆刻美術館	H03	327 m ²	うち石蔵2棟(延床面積190 m ²)借用
美術学習室	S45	106 m ²	篆刻美術館東側建物1階の一部借用
古河街角美術館	H07	498 m ²	
永井路子旧宅	江戸時代末期	131 m ²	H15 和室整備
燦 SUN 館（三和資料館）	H12	347 m ²	三和図書館との複合

(d) 更新検討施設〔 ※ 建築後 60 年を経過する施設の建替え等の検討(10 カ年度ごと) 〕

検討時期	対象施設
平成 66 年度まで	古河歴史博物館、篆刻美術館

※ 歴史的建造物については、更新検討施設の対象外とする。(鷹見泉石記念館、奥原晴湖画室、永井路子旧宅)

(e) 施設方針〔 3つの改革目標の推進 〕**① 行政改革の推進** (コストの見直しなど)

各施設の運営方法や維持管理業務(点検、メンテナンス等)の統一化を図り、効率的な施設の管理運営を行う。

また、空きスペース等については、貸付けや有料広告事業の導入により、施設の有効活用を図る。

② 量の改革の推進 (スペースの見直しなど)

資料等の保存(保管)スペースの確保については、施設単体の目的のみで検討するのではなく、博物館等施設全体において、資料の種別や特性に応じた保存方法や場所の最適化を行い、保存資料等の増加に対応する。

③ 質の改革の推進 (サービスの向上など)

博物館等施設は、入館料を徴収している施設もあることから、重要な文化財等を保管する施設については、計画的に必要な設備等の維持管理(保全)又は更新を行う。

また、質の高い施設サービスを提供するため、ユニバーサルデザインの導入や周辺環境の整備、また、施設の運営や文化財の保存及び活用に関し専門性を有する人材を確保(配置)する。

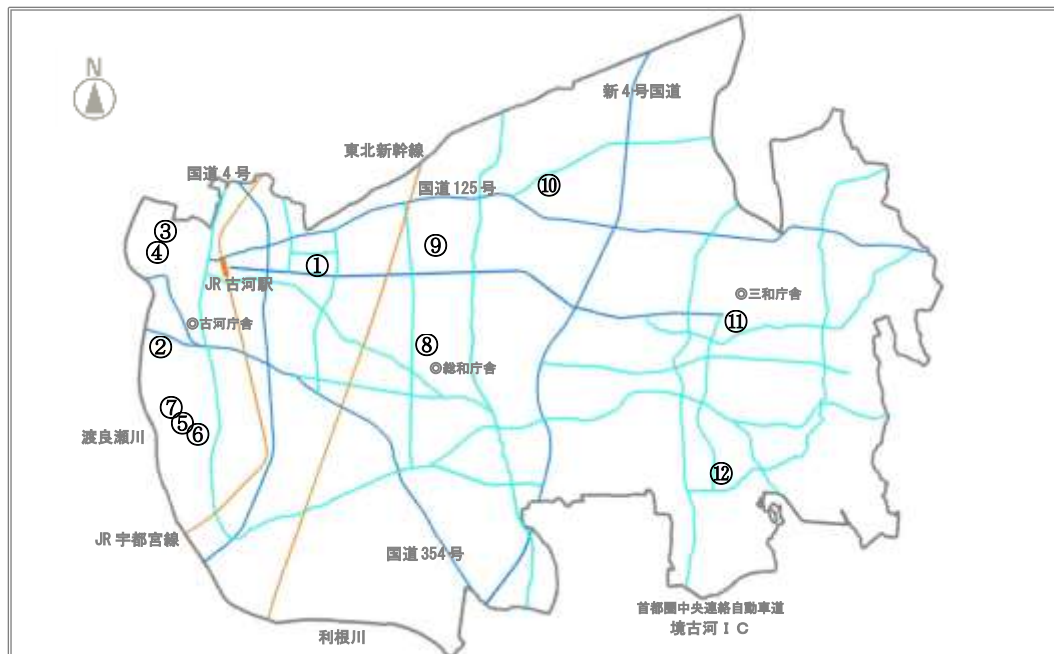
(f) 数値目標〔 計画期間(40カ年間)における数量に関する目標 〕

○ 現行の施設数若しくは機能数(数量)を維持する。

(3) スポーツ・レクリエーション施設

ア スポーツ施設

(a) 対象施設



①古河体育館、②古河スポーツ交流センター、③古河リバーサイド倶楽部、④古河ゴルフリンクス、⑤古河市サッカー場、⑥古河市民球場、⑦古河テニス場、⑧中央運動公園（古河はなもも体育館、温水プール、陸上競技場）、⑨丘里公園（野球場兼ソフトボール場）、⑩上大野グラウンド、⑪三和健康ふれあいスポーツセンター、⑫三和野球場

(b) 施設状況

スポーツ施設は、各地区に体育館施設、野球やサッカー等の球技施設、プールやトレーニング施設がある。

これらスポーツ施設は、市民の健康増進や余暇、レクリエーションによる生活の向上の場として、最も利用されている公共施設の一つである。

また、中央運動公園総合体育館については、市合併10周年を機に、施設の愛称を「古河はなもも体育館」とした。

(c) 施設概要

施設名称	建築年	延床面積	概要
古河体育館	S46	4,135 m ²	
古河スポーツ交流センター	H04	5,105 m ²	スポーツ棟、研修棟、付帯施設
古河リバーサイド倶楽部	H03	3,860 m ²	クラブハウス、体育館
古河ゴルフリンクス	H03	200 m ²	カート小屋等
古河市サッカー場	S57	322 m ²	管理棟、付帯施設
古河市民球場	S60	823 m ²	
古河テニス場	H23	66 m ²	クラブハウス等

中央運動公園	古河はなもも体育館	S60	7,168 m ²	中央運動公園総合体育館
	温水プール	H05	3,505 m ²	
	陸上競技場	S63	1,574 m ²	
丘里公園		S43	432 m ²	野球場兼ソフトボール場
上大野グラウンド		H13	227 m ²	付帯施設
三和健康ふれあいスポーツセンター		H04	5,870 m ²	体育館、プール等
三和野球場		H04	589 m ²	

(d) 更新検討施設〔※ 建築後60年を経過する施設の建替え等の検討(10カ年度ごと)〕

検討時期	対象施設
平成46年度まで	古河体育館、丘里公園
平成56年度まで	古河市サッカー場
平成66年度まで	古河スポーツ交流センター、古河リバーサイド倶楽部、古河ゴルフリンクス、古河市民球場、古河はなもも体育館、中央運動公園温水プール、陸上競技場、三和健康ふれあいスポーツセンター、三和野球場

(e) 施設方針〔3つの改革目標の推進〕

① 行政改革の推進（コストの見直しなど）

各施設の運営方法や維持管理業務（点検、メンテナンス等）の統一化を図り、効率的な施設の管理運営を行う。

また、空きスペース等については、貸付けや有料広告事業の導入により、施設の有効活用を図る。

② 量の改革の推進（スペースの見直しなど）

利用の少ないスペースの用途を見直すなど、施設を最大限に活用し、機能の充実を図る。また、老朽化や著しく利用が少ない施設については、他施設との複合化を検討する。

また、老朽化による建替え、社会的要請（国際的、全国的大会等）がある場合は、将来の施設需要を検証した上で、過不足のない施設ボリュームを確保する。

③ 質の改革の推進（サービスの向上など）

施設の設置目的（用途）と利用実態を検証するなどし、施設のあり方や管理運営方法の見直しを行い、また、施設間におけるサービス格差を是正し、利用者が求める施設サービスの向上を図る。

施設サービスに不可欠な設備などの修繕やユニバーサルデザインの導入については、施設間の均衡を図り、優先順位を定めて計画的に実施する。

また、複数の周辺自治体による同機能施設において、自治体ごとに不足する施設機能を補完し合えるよう、広域連携を強化する。

(f) 数値目標〔計画期間(40カ年間)における数量に関する目標〕

○ 現行の施設数若しくは機能数（数量）を維持する。

イ 地域振興施設

(a) 対象施設



①お休み処坂長、②道の駅まくらがの里こが（地域振興施設）、③酒井蔵、④富岡蔵

(b) 施設状況

地域の活性化や市内の産業及び観光の振興を図ることを目的とし、古河地区に歴史的建造物（蔵）を活用した「お休み処坂長」、「酒井蔵」、「富岡蔵」があり、三和地区の新4号国道沿いに「道の駅まくらがの里こが」がある。

(c) 施設概要

施設名称	建築年	延床面積	概要
お休み処坂長	H24	551 m ²	歴史的建造物（蔵）の活用
道の駅まくらがの里こが	H25	2,202 m ²	地域振興施設
酒井蔵	T02	220 m ²	歴史的建造物（蔵）の活用
富岡蔵	M42	122 m ²	歴史的建造物（蔵）の活用

(d) 更新検討施設〔 ※ 建築後60年を経過する施設の建替え等の検討(10カ年度ごと) 〕

検討時期	対象施設
	なし

(e) 施設方針〔3つの改革目標の推進〕

① 行政改革の推進（コストの見直しなど）

維持管理業務の再点検や見直しを行い、メンテナンス等のコストの縮減を図り、効率的な施設の管理運営を行う。

活用方法を検討中の施設については、早期に施設の設置目的や運営方針を明確にする。

また、各施設の運営上、空きスペース等がある場合は、積極的に貸付けや有料広告事業を導入し、施設の有効活用を図る。

② 量の改革の推進（スペースの見直しなど）

利用の少ないスペースの用途を見直すなど、施設の魅力を最大限に発揮し、施設サービスの最適化を図る。

③ 質の改革の推進（サービスの向上など）

計画的に施設の予防保全や改良等を行い、施設の魅力を維持又は増幅させ、収益に対し適正な施設サービスを提供する。

歴史的建造物（蔵）については、同種の施設において、一体的な情緒や風情の形成に取り組む。

また、道の駅地域振興施設については、他自治体の道の駅振興施設との連携等を強化し、知名度や施設サービスの更なる向上を図る。

(f) 数値目標〔計画期間（40カ年間）における数量に関する目標〕

○ 現行の施設数若しくは機能数（数量）を維持する。

(4) 産業系施設

- ・ 産業系施設

(a) 対象施設



①勤労青少年ホーム、②働く女性の家

(b) 施設状況

総和地区において、勤労青少年福祉法に基づき設置された「勤労青少年ホーム」があり、当該施設には、女性勤労者の福祉の増進を目的として「働く女性の家」を併設し、複合施設の「サークル館」としている。

これらの施設の近年における実態は、公民館的施設と同様の施設として利用がなされている。

(c) 施設概要

施設名称	建築年	延床面積	備考
勤労青少年ホーム	S51	1,268 m ²	サークル館
働く女性の家			

(d) 更新検討施設 [※ 建築後 60 年を経過する施設の建替え等の検討(10 カ年度ごと)]

検討時期	対象施設
平成 56 年度まで	勤労青少年ホーム、働く女性の家

(e) 施設方針〔3つの改革目標の推進〕

① 行政改革の推進（コストの見直しなど）

各施設の運営方法や維持管理業務（点検、メンテナンス等）の統一化を図り、効率的な施設の管理運営を行う。

また、空きスペース等については、貸付けや有料広告事業の導入により、施設の有効活用を図る。

② 量の改革の推進（スペースの見直しなど）

利用の少ないスペースの用途を見直すなど、施設を最大限に活用し、機能の充実を図る。また、施設自体が社会的役割を終えることとなるものについては、他施設との複合化を検討するものとし、新たな施設の整備（新設）を抑制する。

③ 質の改革の推進（サービスの向上など）

古河地区において、勤労青少年ホームを廃止し、地域交流施設として新設する予定であることから、総和地区の同種の施設においても、施設の設置目的(用途)と利用実態を検証するなどし、施設のあり方や管理運営方法の見直しを行う。

(f) 数値目標〔計画期間（40カ年間）における数量に関する目標〕

○ 現行の施設数若しくは機能数未満の数量とする。

(5) 学校教育施設

ア 学校

(a) 対象施設



①古河第一小学校、②古河第二小学校、③古河第三小学校、④古河第四小学校、⑤古河第五小学校、⑥古河第六小学校、⑦古河第七小学校、⑧釈迦小学校、⑨下大野小学校、⑩上辺見小学校、⑪小堤小学校、⑫上大野小学校、⑬駒羽根小学校、⑭西牛谷小学校、⑮水海小学校、⑯下辺見小学校、⑰中央小学校、⑱諸川小学校、⑲駒込小学校、⑳大和田小学校、㉑八俣小学校、㉒名崎小学校、㉓仁連小学校、㉔古河第一中学校、㉕古河第二中学校、㉖古河第三中学校、㉗総和中中学校、㉘総和北中学校、㉙総和南中学校、㉚三和中中学校、㉛三和北中学校、㉜三和東中学校

(b) 施設状況

小学校は古河地区に7校、総和地区に10校、三和地区に6校の計23校、中学校は古河地区に3校、総和地区に3校、三和地区に3校の計9校あり、市立小中学校は合計32校ある。

学校施設については、学校教育以外の目的として、休日や夜間等に屋外運動場又は体育館等を開放し、市民のスポーツ活動や地域交流の目的に利用されている。

(c) 施設概要

施設名称	建築年	延床面積	概要
古河第一小学校	H26	6,024 m ²	校舎、体育館
古河第二小学校	H16	6,394 m ²	校舎、体育館

古河第三小学校	S51	5,025 m ²	校舎、体育館
古河第四小学校	S54	6,542 m ²	校舎、体育館
古河第五小学校	S47	3,913 m ²	校舎、体育館
古河第六小学校	H24	6,727 m ²	校舎、体育館
古河第七小学校	S52	5,661 m ²	校舎、体育館
釈迦小学校	S46	4,322 m ²	校舎、体育館
下大野小学校	S51	4,719 m ²	校舎、体育館
上辺見小学校	S48	4,283 m ²	校舎、体育館
小堤小学校	S52	5,553 m ²	校舎、体育館
上大野小学校	S53	3,735 m ²	校舎、体育館
駒羽根小学校	S50	4,506 m ²	校舎、体育館
西牛谷小学校	S53	4,111 m ²	校舎、体育館
水海小学校	S56	4,279 m ²	校舎、体育館
下辺見小学校	S57	4,729 m ²	校舎、体育館
中央小学校	S61	5,473 m ²	校舎、体育館
諸川小学校	S50	5,732 m ²	校舎、体育館
駒込小学校	S57	3,547 m ²	校舎、体育館
大和田小学校	S58	3,067 m ²	校舎、体育館
八俣小学校	S53	5,817 m ²	校舎、体育館
名崎小学校	S56	5,895 m ²	校舎、体育館
仁連小学校	S59	5,361 m ²	校舎、体育館
古河第一中学校	S48	8,732 m ²	校舎、体育館、武道場
古河第二中学校	S61	8,879 m ²	校舎、体育館、武道場
古河第三中学校	S59	6,943 m ²	校舎、体育館、武道場
総和中学校	H20	9,086 m ²	校舎、体育館、武道場
総和北中学校	S53	6,108 m ²	校舎、体育館、武道場
総和南中学校	S56	6,957 m ²	校舎、体育館、武道場
三和中学校	H01	8,689 m ²	校舎、体育館、武道場
三和北中学校	S60	7,865 m ²	校舎、体育館、武道場
三和東中学校	S62	7,349 m ²	校舎、体育館、武道場

(d) 更新検討施設〔※ 建築後 60 年を経過する施設の建替え等の検討(10 カ年度ごと)〕

検討時期	対象施設
平成 46 年度まで	古河第五小学校、釈迦小学校、上辺見小学校、古河第一中学校
平成 56 年度まで	古河第三小学校、古河第四小学校、古河第七小学校、下大野小学校、小堤小学校、上大野小学校、駒羽根小学校、西牛谷小学校、水海小

	学校、下辺見小学校、諸川小学校、駒込小学校、大和田小学校、八俣小学校、名崎小学校、仁連小学校、古河第三中学校、総和北中学校、総和南中学校
平成 66 年度まで	中央小学校、古河第二中学校、三和中学校、三和北中学校、三和東中学校

※ 全小中学校において耐震化対策実施済み（平成 27 年度末現在）

(e) 施設方針〔 3つの改革目標の推進 〕

① 行政改革の推進（コストの見直しなど）

維持管理業務（点検、メンテナンス等）の統一化等により、維持管理コストの縮減を図り、効率的な施設の管理運営を行う。

② 量の改革の推進（スペースの見直しなど）

今後の少子化の進展により児童及び生徒が減少することが見込まれる中、小中学校の連携や国（文部科学省）の指針による統廃合の検討により、地域における学校施設の適正規模及び適正配置に関する方針を定め、学校施設の総量（ボリューム）の調整を行う。

また、空き教室等については、学校教育環境に支障がない範囲で施設用途の転用を行い、他の施設との複合化を図る等、遊休スペースの有効活用を検討する。

③ 質の改革の推進（サービスの向上など）

建物や設備の点検又は検査（法定点検等）の結果等に基づき、施設の長寿命化に向けた指針や保全計画を策定し、また、学校（地域）間において、設備等の施設機能に格差が生じることがないように、計画的に施設の修繕又は更新を行う。

(f) 数値目標〔 計画期間（40カ年間）における数量に関する目標 〕

○ 現行の施設数若しくは機能数未満の数量とする。

イ 学校給食施設

(a) 対象施設



①古河第一小学校（給食室）、②古河第二小学校（給食室）、③古河第三小学校（給食室）、④古河第四小学校（給食室）、⑤古河第五小学校（給食室）、⑥古河第六小学校（給食室）、⑦古河第七小学校（給食室）、⑧学校給食センター

(b) 施設状況

古河地区の全小学校における自校給食のための給食室が7室あり、総和地区及び三和地区の全小学校並びに市内の全中学校（県立古河中等教育学校前期課程分を含む）の給食のための「学校給食センター」が1施設ある。

(c) 施設概要

施設名称	建築年	延床面積	概要
古河第一小学校（給食室）	H27	237 m ²	
古河第二小学校（給食室）	H22	256 m ²	
古河第三小学校（給食室）	H13	188 m ²	
古河第四小学校（給食室）	H20	302 m ²	
古河第五小学校（給食室）	H13	161 m ²	
古河第六小学校（給食室）	H19	300 m ²	
古河第七小学校（給食室）	H15	248 m ²	
学校給食センター	H26	5,888 m ²	給食棟、車庫棟、機械室

(d) 更新検討施設〔※ 建築後 60 年を経過する施設の建替え等の検討(10 カ年度ごと)〕

検討時期	対象施設
	なし

(e) 施設方針〔3つの改革目標の推進〕

① 行政改革の推進（コストの見直しなど）

維持管理業務（点検、メンテナンス等）の統一化等により、維持管理コストの縮減を図り、効率的な施設の管理運営を行う。

また、学校給食センターの空きスペース等については、貸付けや有料広告事業の導入により、施設の有効活用を図る。

② 量の改革の推進（スペースの見直しなど）

自校給食のための給食室については、施設の維持管理コストや費用対効果等を検証し、設備の老朽化や学校本体の更新等の検討に合わせ、段階的に機能を学校給食センターに統合する。

③ 質の改革の推進（サービスの向上など）

学校給食センターについては、食育の拠点であることや将来の自校給食の統合等を考慮し、点検等の結果に基づく予防保全により長期的な施設機能の維持（長寿命化）を図る。

また、自校給食のための給食室については、調理業務の民間委託を検討し、より良質な給食を提供する。

(f) 数値目標〔計画期間（40 カ年間）における数量に関する目標〕

○ 現行の施設数若しくは機能数未満の数量とする。

(6) 子育て支援系施設

ア 保育所

(a) 対象施設



①第一保育所、②第二保育所、③第三保育所、④第四保育所、⑤第五保育所、⑥上辺見保育所、⑦関戸保育所

(b) 施設状況

古河地区において5施設、総和地区において2施設あり、三和地区においては市立保育所を設置していない。保育所施設については、近年、老朽化に対する対策や社会的要請（待機児童の解消等）への対応が求められている。

なお、第二保育所については、他の機能（古河図書館及び古河東公民館）との複合施設である。

(c) 施設概要

施設名称	建築年	延床面積	備考
第一保育所	S52	694 m ²	
第二保育所（複合施設）	S58	587 m ²	古河図書館及び古河東公民館との複合
第三保育所	H13	798 m ²	
第四保育所	H25	998 m ²	
第五保育所	S43	258 m ²	
上辺見保育所	S48	821 m ²	
関戸保育所	S49	455 m ²	

(d) 更新検討施設〔※ 建築後 60 年を経過する施設の建替え等の検討(10 カ年度ごと)〕

検討時期	対象施設
平成 46 年度まで	第五保育所、関戸保育所
平成 56 年度まで	第一保育所、第二保育所

※ 上辺見保育所については、更新（移転及び建替え）を計画している。（平成 27 年度末現在）

(e) 施設方針〔3つの改革目標の推進〕

① 行政改革の推進（コストの見直しなど）

維持管理業務（点検、メンテナンス等）の統一化等により、維持管理コストの縮減を図り、効率的な施設の管理運営を行う。

空きスペースがある施設については、貸付けや有料広告事業の導入により、施設の有効活用を図る。

② 量の改革の推進（スペースの見直しなど）

社会的要請に基づく施設の必要性及び有効性や地域（人口密集地区）における施設需要等から施設の総量（ボリューム）を検証し、老朽化等により建替え（更新）を必要とする場合は、別の用途との多機能及び複合化を図り、過不足のない施設機能を提供する。

③ 質の改革の推進（サービスの向上など）

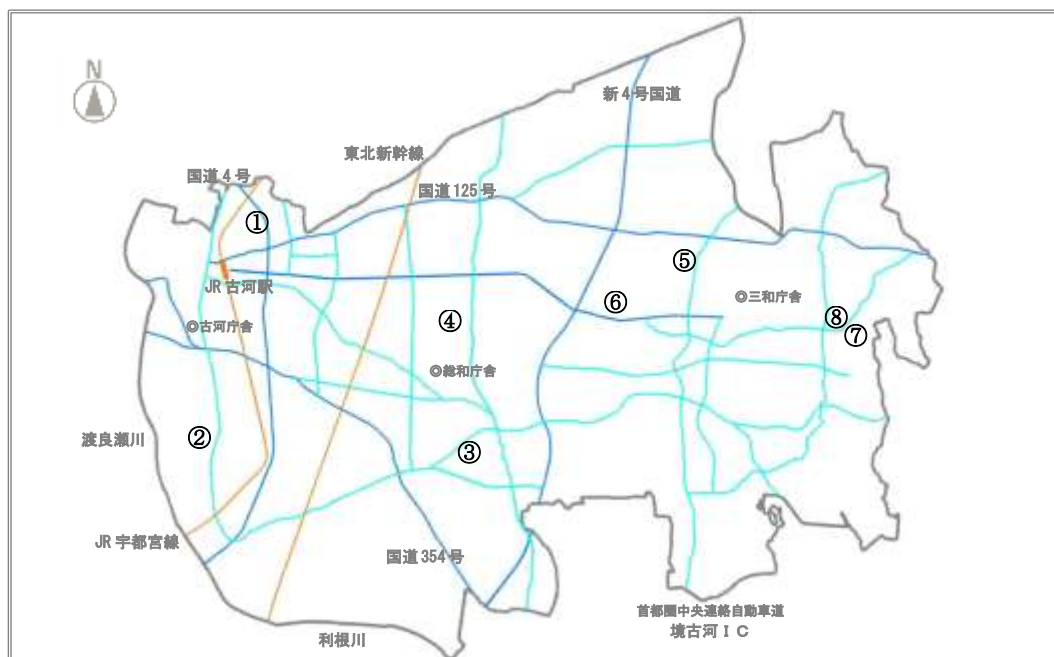
建物や設備の点検又は検査（法定点検等）の結果等に基づき、施設の長寿命化に向けた指針や保全計画を策定し、また、施設間において、設備等の施設機能に格差が生じることがないように、計画的に施設の修繕又は更新を行う。

(f) 数値目標〔計画期間（40 カ年間）における数量に関する目標〕

○ 現行の施設数若しくは機能数（数量）を維持する。

イ 児童クラブ

(a) 対象施設



単独施設として設置している児童クラブ：

①6 小平和町児童クラブ、②7 小ひまわり児童クラブ、③駒羽根児童クラブ、④中央小児童クラブ、⑤諸川児童クラブ、⑥大和田児童クラブ、⑦名崎第1児童クラブ、⑧名崎第2児童クラブ

(b) 施設状況

児童クラブは、全小学校に設置しており、学校敷地外の単独設置が3施設、学校敷地内の単独設置が5施設、学校校舎の余裕教室の活用による設置が16施設ある。「3小のびっこ児童クラブ」については、学校敷地内における高齢者福祉施設との複合施設である。

施設の運営については、児童の保護者会若しくは(財)古河市子ども・子育て支援財団に業務を委託している。

(c) 施設概要

施設名称	建築年	延床面積	備考
6 小平和町児童クラブ	H25	183 m ²	学校敷地内
7 小ひまわり児童クラブ	H23	183 m ²	学校敷地内
駒羽根児童クラブ	H22	167 m ²	学校敷地外
中央小児童クラブ	H13	238 m ²	学校敷地内
諸川児童クラブ	H25	181 m ²	学校敷地内
大和田児童クラブ	H19	82 m ²	学校敷地内

名崎第1児童クラブ	S54	80 m ²	学校敷地外
名崎第2児童クラブ	S19	77 m ²	学校敷地外

(d) 更新検討施設〔※ 建築後60年を経過する施設の建替え等の検討(10カ年度ごと)〕

検討時期	対象施設
	なし

※ 名崎第1、2児童クラブについては、その機能を名崎小学校校舎余裕教室に移転することを計画している。(平成28年度移転)

(e) 施設方針〔3つの改革目標の推進〕

① 行政改革の推進(コストの見直しなど)

維持管理業務(点検、メンテナンス等)の統一化等により、維持管理コストの縮減を図り、効率的な施設の管理運営を行う。

学校敷地外の施設について、空きスペース等がある場合は、貸付けや有料広告事業の導入により、施設の有効活用を図る。

② 量の改革の推進(スペースの見直しなど)

今後における施設需要(待機児童等)増加への対応については、学校校舎の余裕教室の活用や別の用途の施設との複合化を検討する等、過不足のない施設機能を提供する。

③ 質の改革の推進(サービスの向上など)

建物や設備の点検又は検査(法定点検等)の結果等に基づき、施設の長寿命化に向けた指針や保全計画を策定し、また、施設間において、設備等の施設機能に格差が生じることがないように、計画的に施設の修繕又は更新を行う。

施設の運営について、専門性の高い外部(財団)への業務委託(アウトソーシング)を推進し、また、児童クラブ支援員の資質の向上を図るなど、利用者に安心、安全かつ質の高い施設サービスを提供する。

(f) 数値目標〔計画期間(40カ年間)における数量に関する目標〕

○ 現行の施設数若しくは機能数未満の数量とする。

ウ その他子育て支援施設

(a) 対象施設



①駅前子育て広場、②ヤンチャ森（ネーブル子育て広場）、③ファミリー・サポート・センター

(b) 施設状況

古河地区の古河駅西口に、定住促進サポートセンター機能との複合施設として、(財)古河市子ども・子育て支援財団の管理運営による「駅前子育て広場」があり、総和地区のネーブルパーク（公園）内において、親子の交流や子育ての情報交換等の場として「ヤンチャ森（ネーブル子育て広場）」、また、同地区において、育児の相互支援や託児支援のためのサービス施設として「ファミリー・サポート・センター」がある。

(c) 施設概要

施設名称	建築年	延床面積	備考
駅前子育て広場	H04	520 m ²	
ヤンチャ森（ネーブル子育て広場）	H15	216 m ²	
ファミリー・サポート・センター	S56	170 m ²	

(d) 更新検討施設〔 ※ 建築後 60 年を経過する施設の建替え等の検討(10 カ年度ごと) 〕

検討時期	対象施設
平成 56 年度まで	ファミリー・サポート・センター
平成 66 年度まで	駅前子育て広場

(e) 施設方針〔3つの改革目標の推進〕

① 行政改革の推進（コストの見直しなど）

維持管理業務（点検、メンテナンス等）の見直しを行い、維持管理コストの削減を図り、効率的な施設の管理運営を行う。

各施設において、空きスペース等がある場合は、貸付けや有料広告事業の導入により、施設の有効活用を図る。

② 量の改革の推進（スペースの見直しなど）

子育て支援制度等の拡充や施設ニーズが増加等する場合は、別の用途施設との複合化によるスペースの確保を検討し、また、既存施設において空きスペース等がある場合は、部分的に施設の用途変更を行う等、積極的に施設の多機能及び複合化を図る。

③ 質の改革の推進（サービスの向上など）

建物や設備の点検又は検査（法定点検等）の結果等に基づき、計画的に施設の修繕等を行う。また、子育て支援施設として、利用者に快適な子育て空間を提供するため、時代に応じた設備等の改良又は更新を行う。

施設の運営について、保育士資格等を有する人材の確保やその適正な配置により、質の高い子育て支援サービスを提供する。

(f) 数値目標〔計画期間（40カ年間）における数量に関する目標〕

- 現行の施設数若しくは機能数（数量）を維持する。

(7) 保健・福祉施設

ア 保健・福祉施設

(a) 対象施設



①古河福祉の森会館、②健康の駅（総和福祉センター）、③三和地域福祉センター、④三和メディカルセンター

(b) 施設状況

合併以前に設置された総合福祉施設及び保健センターが各地区にあり、古河地区の「古河福祉の森会館」及び総和地区の「健康の駅（総和福祉センター）」においては、行政施設（庁舎）機能の一部として活用している。

また、三和地区の「三和メディカルセンター」については、老朽化等により平成20年度に施設を閉鎖しており、今後においては、施設を取壊し、跡地を公園として活用（転用）する予定である。

(c) 施設概要

施設名称	建築年	延床面積	備考
古河福祉の森会館	H08	8,970 m ²	
健康の駅（総和福祉センター）	H16	4,352 m ²	
三和地域福祉センター	H05	1,793 m ²	本館、作業棟等
三和メディカルセンター	S53	729 m ²	平成20年度閉鎖、取壊し予定

(d) 更新検討施設〔※ 建築後 60 年を経過する施設の建替え等の検討(10 カ年度ごと)〕

検討時期	対象施設
平成 66 年度まで	三和地域福祉センター

(e) 施設方針〔3つの改革目標の推進〕

① 行政改革の推進（コストの見直しなど）

維持管理業務（点検、メンテナンス等）の統一化等により、維持管理コストの縮減を図り、効率的な施設の管理運営を行う。

また、施設の空きスペース等については、貸付けや有料広告事業の導入により、施設の有効活用を図る。

② 量の改革の推進（スペースの見直しなど）

各地区における保健、福祉施設のあり方（必要性等）を検討し、一定の役割を終えた施設については、廃止又は別の用途への転用を図り、施設の総量（ボリューム）を調整する。

既存の施設機能において、空きスペース等がある場合は、部分的に施設の用途変更を行う等、積極的に施設の多機能及び複合化を図る。

また、庁舎機能の一部として活用しているスペースについては、行政施設（庁舎）機能のあり方の検討に合わせて調整を行う。

③ 質の改革の推進（サービスの向上など）

建物や設備の点検又は検査（法定点検等）の結果等に基づき、施設の長寿命化に向けた指針や保全計画を策定する。

また、保健、福祉施設として必要な設備等の改良又は更新を行い、利用者に安心、安全かつ質の高い施設サービスを提供する。

(f) 数値目標〔計画期間（40 カ年間）における数量に関する目標〕

- 現行の施設数若しくは機能数未満の数量とする。

イ 高齢者福祉施設

(a) 対象施設



①古河老人福祉センター、②総和老人福祉センター

(b) 施設状況

老人福祉センターは2施設あり、高齢者の健康増進、レクリエーションを目的に、高齢者の交流や生きがいづくり、憩いの場として利用されている。

総和老人福祉センターにおいては、福祉バスによる送迎を実施し、古河地区、三和地区からの利用者の利便性を図っている。

(c) 施設概要

施設名称	建築年	延床面積	備考
古河老人福祉センター	S45	683 m ²	
総和老人福祉センター	S54	1,228 m ²	せせらぎの里

(d) 更新検討施設 [※ 建築後60年を経過する施設の建替え等の検討(10カ年度ごと)]

検討時期	対象施設
平成46年度まで	古河老人福祉センター
平成56年度まで	総和老人福祉センター

(e) 施設方針〔3つの改革目標の推進〕

① 行政改革の推進（コストの見直しなど）

各施設の運営方法や維持管理業務（点検、メンテナンス等）の統一化を図り、効率的な施設の管理運営を行う。

また、空きスペース等については、貸付けや有料広告事業の導入により、施設の有効活用を図る。

② 量の改革の推進（スペースの見直しなど）

今後の高齢者の増加等による施設の必要性や有効性等を検証し、必要な施設ボリュームを維持又は確保する。

老朽化の著しい施設については、近隣にある既存施設の中で移転可能な施設があるか調整検討する。

③ 質の改革の推進（サービスの向上など）

建物や設備の点検又は検査（法定点検等）の結果等に基づき、施設の長寿命化に向けた指針や保全又は更新計画を策定し、安心、安全な施設機能の維持を図る。

また、施設の運営について、民間のノウハウ（指定管理者制度）を活用し、質の高い施設サービスを提供する。

(f) 数値目標〔計画期間（40カ年間）における数量に関する目標〕

- 現行の施設数若しくは機能数（数量）を維持する。

ウ 障害者福祉施設

(a) 対象施設



①多機能型事業所おおぞら（民営）、②多機能型事業所たんぼぼ（民営）、③旧軽部医院

(b) 施設状況

これまで、各地区において障がい者の日常生活の充実及び社会的自立（生活訓練、作業等）を目的に設置していた市心身障害者福祉センターについて、統合及び民営化を図り、現在は、古河地区及び総和地区の施設（多機能型事業所）の運営を民間事業者によるもの（公設民営）としている。

古河地区の「旧軽部医院」においては、市社会福祉協議会が施設を借受け、グループホームの運営を民間事業者に委託していたが、老朽化等により、施設を廃止する予定である。

(c) 施設概要

施設名称	建築年	延床面積	備考
多機能型事業所おおぞら（民営）	S57	777 m ²	旧市心身障害者福祉センター
多機能型事業所たんぼぼ（民営）	H05	266 m ²	旧市心身障害者福祉センター
旧軽部医院	S35	135 m ²	

(d) 更新検討施設〔※ 建築後 60 年を経過する施設の建替え等の検討(10 カ年度ごと)〕

検討時期	対象施設
平成 56 年度まで	多機能型事業所おおぞら (民営)
平成 66 年度まで	多機能型事業所たんぼぼ (民営)

※ 旧軽部医院については、施設を廃止し、取壊すことを予定している。(平成 27 年度末現在)

(e) 施設方針〔3つの改革目標の推進〕

① 行政改革の推進 (コストの見直しなど)

各施設の運営方法や維持管理業務(点検、メンテナンス等)の統一化を図り、効率的な施設の管理運営を行う。

また、空きスペース等については、貸付けや有料広告事業の導入により、施設の有効活用を図る。

② 量の改革の推進 (スペースの見直しなど)

今後の障害者福祉施設の必要性や有効性等を検証し、必要な施設ボリュームを維持又は確保する。また、市設置施設としての役割を終えることとなるものについては、完全民営化(民設民営)や別の用途への転用を検討する。

③ 質の改革の推進 (サービスの向上など)

建物や設備の点検又は検査(法定点検等)の結果等に基づき、計画的に施設の修繕等を行う。

また、施設の運営について、民間のノウハウの活用を図り、運営自体を民間に移行(民営化)することを検討する。

(f) 数値目標〔計画期間(40カ年間)における数量に関する目標〕

○ 現行の施設数若しくは機能数未満の数量とする。

(8) 医療施設

- ・ 診療所

(a) 対象施設



①古河福祉の森診療所、②尾崎国民健康保険診療所

(b) 施設状況

医療施設（診療所）は、古河地区において、古河福祉の森会館に併設した「古河福祉の森診療所」があり、三和地区において、地域の国民健康保険診療の拠点として設置した「尾崎国民健康保険診療所」がある。

古河福祉の森診療所については、訪問医療やがんの相談、訪問リハビリテーション等、幅広い診療機能を提供し、尾崎国民健康保険診療所については、地域の身近な「かかりつけ医」の役割を担っている。

(c) 施設概要

施設名称	建築年	延床面積	備考
古河福祉の森診療所	H08	1,114 m ²	
尾崎国民健康保険診療所	S55	527 m ²	

(d) 更新検討施設 [※ 建築後 60 年を経過する施設の建替え等の検討(10 カ年度ごと)]

検討時期	対象施設
平成 56 年度まで	尾崎国民健康保険診療所

(e) 施設方針〔3つの改革目標の推進〕

① 行政改革の推進（コストの見直しなど）

各施設の維持管理業務（点検、メンテナンス等）の統一化を図り、効率的な施設の管理運営を行う。

また、空きスペース等については、貸付けや有料広告事業の導入により、施設の有効活用を図る。

② 量の改革の推進（スペースの見直しなど）

地域医療施設としての施設の必要性や有効性等を検証し、必要な施設ボリュームを維持又は確保する。

また、既存の施設機能において空きスペース等がある場合は、部分的に施設の使用変更を行う等、積極的に施設の多機能及び複合化を図る。

③ 質の改革の推進（サービスの向上など）

建物や設備の点検又は検査（法定点検等）の結果等に基づき、施設の長寿命化に向けた指針や保全又は更新計画を策定し、地域医療に必要な施設機能を維持する。

また、地域の企業立地に対応するため、官民の連携による地域医療の提供を検討する。

(f) 数値目標〔計画期間（40カ年間）における数量に関する目標〕

- 現行の施設数若しくは機能数（数量）を維持する。

3. 行政施設

(1) 庁舎施設

- ・ 庁舎施設

(a) 対象施設



①古河庁舎、②総和庁舎（本庁舎）、③三和庁舎、④区画整理事務所

(b) 施設状況

合併前の市役所及び町役場の庁舎を、各地区（古河、総和、三和）において分庁方式により配置しており、健康及び福祉行政庁舎機能については、「古河福祉の森会館」及び「健康の駅（総和福祉センター）」がその役割を担っている。

区画整理事務所については、合併前に古河市及び総和町による一部事務組合事務所として設置していたが、現在は区画整理行政機能が庁舎に移転しているため、物品等の保管施設として利用している。

なお、三和庁舎については、他の機能（三和公民館）との複合施設である。

(c) 施設概要

施設名称	建築年	延床面積	概要
古河庁舎	S62	10,640 m ²	付帯施設、併設レストラン等
総和庁舎（本庁舎）	S46	8,440 m ²	第二庁舎、付帯施設等
三和庁舎（三和公民館との複合）	H16	8,183 m ²	第二、第三分庁舎、付帯施設等
区画整理事務所	H11	176 m ²	旧一部事務組合事務所

(d) 更新検討施設〔※ 建築後 60 年を経過する施設の建替え等の検討(10 カ年度ごと)〕

検討時期	対象施設
平成 46 年度まで	総和庁舎（本庁舎）
平成 66 年度まで	古河庁舎

※ 総和庁舎旧館については、耐震診断の結果等により施設を閉鎖している。(平成 27 年度末現在)

(e) 施設方針〔3つの改革目標の推進〕

① 行政改革の推進（コストの見直しなど）

各施設の維持管理業務（点検、メンテナンス等）の統一化を図り、効率的な施設の管理運営を行う。

設備について、電灯のLED化や電力調達のPPS導入を検討する等、施設のランニングコストの大幅な縮減を図る。

また、空きスペース等については、貸付け（自動販売機設置場所貸付けの競争入札、民間事業所の誘致等）や有料広告事業の導入により、施設の有効活用を図る。

② 量の改革の推進（スペースの見直しなど）

現在の分庁方式から本庁方式への転換による庁舎施設の統廃合及び新庁舎（本庁舎）の必要性を検討する等、市民の庁舎利用の利便性を考慮し、庁舎機能に必要な総量（ボリューム）を調整又は確保する。

また、既存庁舎スペース（施設の一部）においては、他の用途への転用による施設機能の複合化を図る等、多様な施設サービスの提供を検討する。

③ 質の改革の推進（サービスの向上など）

建物や設備の点検又は検査（法定点検等）の結果等に基づき、施設の長寿命化に向けた指針や保全計画を策定し、計画的に施設の修繕等を行う。

また、施設サービスに不可欠な設備などの修繕やユニバーサルデザインの導入については、施設間の均衡を図り、優先順位を定めて計画的に実施する。

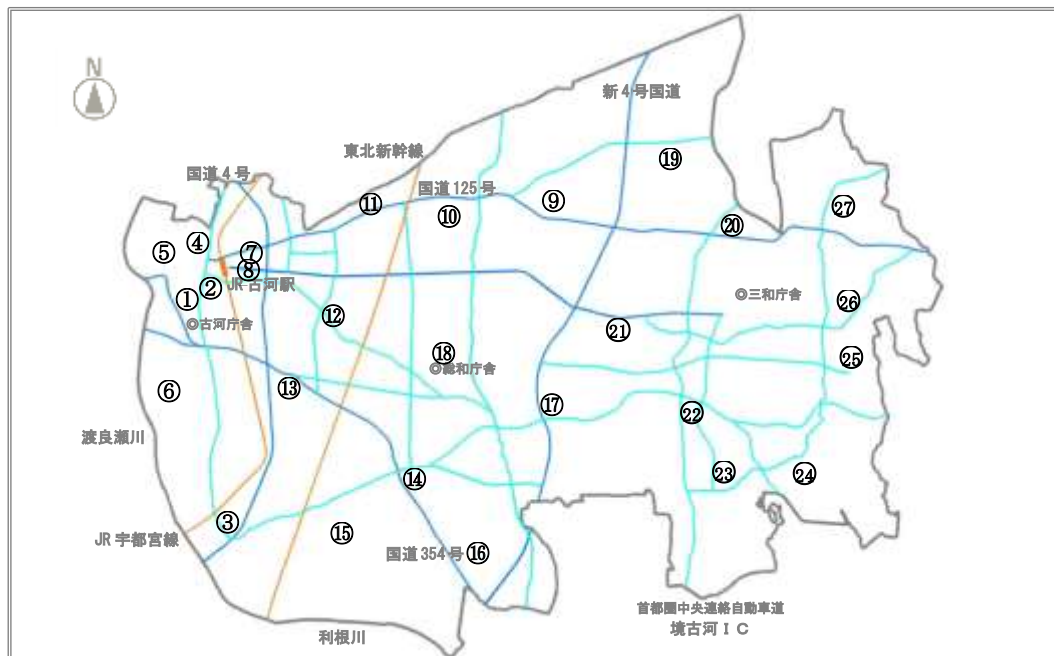
(f) 数値目標〔計画期間（40カ年間）における数量に関する目標〕

○ 庁舎施設の延床面積を、現行の数量未満に抑制する。

(2) 消防施設

・ 消防施設

(a) 対象施設



消防団詰所：古河地区 8 分団（第 1～8 分団・①～⑧）、総和地区 10 分団（第 9～18 分団・⑨～⑱）、三和地区 9 分団（第 19～27 分団・⑲～㉔）

(b) 施設状況

消防団については、市内全地区において計 27 分団あり、茨城西南広域消防本部との連携により、地域に密着した消防防災活動を展開している。

また、各地区の分団ごとに 1 カ所の消防団詰所を設置しており、地域消防防災活動の拠点としている。

(c) 施設概要

分団	建築年	延床面積	分団	建築年	延床面積	分団	建築年	延床面積
第 1 分団	H12	74 m ²	第 10 分団	H05	89 m ²	第 19 分団	H16	99 m ²
第 2 分団	H20	52 m ²	第 11 分団	H06	89 m ²	第 20 分団	H08	88 m ²
第 3 分団	H23	133 m ²	第 12 分団	H03	89 m ²	第 21 分団	H14	96 m ²
第 4 分団	H14	193 m ²	第 13 分団	H04	89 m ²	第 22 分団	H10	96 m ²
第 5 分団	H06	68 m ²	第 14 分団	H03	89 m ²	第 23 分団	H15	96 m ²
第 6 分団	H16	117 m ²	第 15 分団	H04	89 m ²	第 24 分団	H17	96 m ²
第 7 分団	H08	115 m ²	第 16 分団	H04	89 m ²	第 25 分団	H17	96 m ²
第 8 分団	H20	79 m ²	第 17 分団	H03	89 m ²	第 26 分団	H06	96 m ²
第 9 分団	H04	89 m ²	第 18 分団	H10	89 m ²	第 27 分団	H15	96 m ²

(d) 更新検討施設〔 ※ 建築後 60 年を経過する施設の建替え等の検討(10 カ年度ごと) 〕

検討時期	対象施設
平成 66 年度まで	古河地区の第 5 分団詰所、総和地区の第 9、10、11、12、13、14、15、16、17 分団詰所、三和地区の第 26 分団詰所

(e) 施設方針〔 3つの改革目標の推進 〕**① 行政改革の推進**（コストの見直しなど）

各施設の維持管理業務（点検、メンテナンス等）の統一化を図り、効率的な施設の管理運営を行う。

また、空きスペース等がある場合は、貸付け等により、施設の有効活用を図る。

② 量の改革の推進（スペースの見直しなど）

地域の消防防災活動の拠点として、必要な施設の総量（ボリューム）を維持する。

③ 質の改革の推進（サービスの向上など）

建物や設備の点検又は検査（法定点検等）の結果等に基づき、施設の長寿命化に向けた指針や保全計画を策定し、消防施設として必要な施設機能（設備等）の維持及び管理を行う。

(f) 数値目標〔 計画期間（40 カ年間）における数量に関する目標 〕

- 現行の施設数若しくは機能数（数量）を維持する。

(3) 環境衛生施設

- ・ 環境衛生施設

(a) 対象施設



①古河クリーンセンター、②渡良瀬処理場、③古河市斎場

(b) 施設状況

環境衛生施設は、古河地区において、ごみ処理施設の「古河クリーンセンター」、し尿処理施設の「渡良瀬処理場」があり、火葬及び葬儀施設として「古河市斎場」がある。

総和地区及び三和地区における環境衛生施設については、一部事務組合（さしま環境管理事務組合）が管理運営する施設がその機能を担っている。

(c) 施設概要

施設名称	建築年	延床面積	概要
古河クリーンセンター	H06	4,142 m ²	ごみ処理
渡良瀬処理場	S36	1,560 m ²	し尿処理
古河市斎場	S48	999 m ²	火葬、葬儀

(d) 更新検討施設 [※ 建築後 60 年を経過する施設の建替え等の検討(10 カ年度ごと)]

検討時期	対象施設
平成 46 年度まで	古河市斎場
平成 66 年度まで	古河クリーンセンター

※ 渡良瀬処理場については、平成 29 年 3 月 31 日をもって、処理受入れを停止し、その後、取壊すことを予定している。(平成 27 年度末現在)

(e) 施設方針〔 3つの改革目標の推進 〕

① 行政改革の推進 (コストの見直しなど)

各施設において、維持管理業務(点検、メンテナンス等)の統一化を図り、効率的な施設の管理運営を行う。

また、施設の運営について、市単独によるものと一部事務組合(広域組合)によるものとのランニングコストや建替え費用等を比較検討し、効率的な施設運営を行う。

空きスペース等については、業務に支障のない範囲において、貸付けや有料広告事業の導入により、施設の有効活用を図る。

② 量の改革の推進 (スペースの見直しなど)

古河地区におけるごみ処理施設、火葬及び葬儀施設の運営について、市単独によるものと一部事務組合(広域組合)によるものとを比較検討し、施設の必要性や有効性の検証を行い、必要な施設の総量(施設及び設備の規模)を調整する。

老朽化した渡良瀬処理場については、平成 28 年度をもって施設を廃止し、古河地区のし尿処理については、「さしま環境管理事務組合」への処理委託を開始する。

③ 質の改革の推進 (サービスの向上など)

建物や設備の点検又は検査(法定点検等)の結果等に基づき、施設の長寿命化に向けた指針や保全計画を策定し、環境衛生施設として必要な施設機能(設備等)の維持及び管理を行う。

また、古河地区と総和及び三和地区とでは、ごみ処理施設が異なることにより、別々の方法で分別及び収集を行っているため、市において統一した分別及び収集方法とすべきかについて等、ごみ処理施設のあり方を検討する。

(f) 数値目標〔 計画期間(40カ年間)における数量に関する目標 〕

○ 現行の施設数若しくは機能数未満の数量とする。

4. インフラ等関連施設

(1) 道路、橋りょう等

- ・ 道路、橋りょう、機場等

(a) 対象インフラ等：平成 27 年度末現在

① 道路

- ・ 一般道路総延長： 1,839 km
- ・ 自転車歩行者道実延長： 153 km

② 橋りょう

- ・ 橋りょう（橋長 2m 以上 15m 未満）： 151 橋
- ・ 橋りょう（橋長 15m 以上）： 74 橋

③ 排水機場

- ・ 雨水排水機場： 5 カ所（樋管、ポンプ機場、自家発電機等）

(b) インフラ等の状況

道路（舗装）及びその付帯構造物（横断歩道橋、案内標識、道路照明等）については、これまで、主として幹線道路において道路ストック総点検を実施している。

橋りょうについては、5年ごとの定期的な点検及び診断により、劣化状況等の正確な情報の把握を進めている。

また、排水機場については、定期的な点検、保守等により、既存機能の維持に努めている。

(c) インフラ等の方針〔行政・量・質の改革目標の推進〕

道路、橋りょう等のインフラ資産については、市民のライフラインであるという観点から、計画的又は日常的な点検、修繕等により資産の長寿命化を図ることで、更新（再整備）時期を経過した場合にあっても、その機能を維持し、必要な総量（ボリューム）を確保する。

また、道路照明設備の更新にあたっては、電灯のLED化を進める等、ランニングコストの縮減を図る。

(d) 数値目標〔計画期間（40カ年間）における数量に関する目標〕

- 現行のインフラ数若しくは機能数（数量）を維持する。

(2) 公園

・ 公園施設

(a) 対象施設

- ①古河公方公園（古河総合公園）、②ネーブルパーク、③三和ふるさとの森、
○その他都市公園等

(b) 施設状況

古河地区に「古河公方公園（古河総合公園）」、総和地区に「ネーブルパーク」、三和地区に「三和ふるさとの森」があり、また、各地区の都市公園やその他の公園（児童公園等）を含めると、計 244 カ所の公園施設がある。

また、古河総合公園については、市合併 10 周年を機に、施設の愛称を「古河公方公園」とした。

(c) 施設概要〔建物のみ〕

施設名称	建築年	延床面積	概要
古河公方公園（古河総合公園）	H10	1,303 m ²	管理棟、飲食施設、倉庫等
ネーブルパーク	H03	4,510 m ²	管理事務所、キャビン、平成館等
三和ふるさとの森	H12	220 m ²	管理事務所、休憩所等

(d) 更新検討施設〔※ 建築後 60 年を経過する施設の建替え等の検討(10 カ年度ごと)〕

検討時期	対象施設
平成 66 年度まで	ネーブルパーク

(e) 施設方針〔行政・量・質の改革目標の推進〕

各施設の維持管理業務（点検、メンテナンス等）の統一化を図り、効率的な施設の管理運営を行う。

また、空きスペース等については、貸付けや有料広告事業の導入により、施設の有効活用を図る。

都市計画法による開発行為で設置された小規模の公園が数多くあるため、総量（ボリューム）の調整を図ることは困難であるが、遊具が設置されている公園については、遊具の安全基準に基づく点検等を計画的に実施し、その必要性を検証し修繕又は撤去を行う。

(f) 数値目標〔計画期間（40 カ年間）における数量に関する目標〕

- 現行の施設数若しくは機能数（数量）を維持する。

(3) 駐車場等施設

ア 自動車駐車場

(a) 対象施設

①市営駅西口駐車場、②市営長谷町駐車場、③市営宮前町駐車場、④市営牧野地駐車場、⑤古河駅東口広場駐車場

(b) 施設状況

古河地区において、定期利用型の駐車場が3施設(長谷町、宮前町、牧野地)、ゲート式の時間利用型と定期利用型の併用駐車場が1施設(駅西口)、パークロック式の時間利用型駐車場が1施設(駅東口)ある。

(c) 施設方針〔3つの改革目標の推進〕

① 行政改革の推進(コストの見直しなど)

各施設において、維持管理業務(点検、メンテナンス等)の統一化を図り、効率的な施設の管理運営を行う。

また、空きスペース等については、貸付け(自動販売機設置場所貸付けの競争入札)や有料広告事業の導入により、施設の有効活用を図る。

② 量の改革の推進(スペースの見直しなど)

駅周辺における交通の利便性の向上等の検討により、施設の必要性や有効性を検証し、必要な施設の総量(ボリューム)を維持又は調整する。

③ 質の改革の推進(サービスの向上など)

計画的又は日常的に施設設備の点検を行い、収益施設として、必要な施設機能(設備等)の維持及び管理を行う。

(d) 数値目標〔計画期間(40カ年間)における数量に関する目標〕

○ 現行の施設数若しくは機能数(数量)を維持する。

イ 自転車駐車場

(a) 対象施設

- ①古河駅南サイクルセンター、②古河駅北サイクルセンター

(b) 施設状況

古河駅周辺において、自転車駐車場が2施設あり、通勤、通学等で電車又はバスを使用するために、駅まで自転車を使用する市民等により利用されている。

(c) 施設方針〔3つの改革目標の推進〕

① 行政改革の推進（コストの見直しなど）

両施設において、利用者の利便性の向上と維持管理経費の削減を目的として、駐輪場管理システムを導入しており、このシステムを効果的に運用することで、利用者の利便性を維持しながら、効率的な施設の管理運営を行う。

② 量の改革の推進（スペースの見直しなど）

駅周辺における自転車利用者の利便性の向上等の検討により、施設の必要性や有効性を検証し、必要な施設の総量（ボリューム）を維持又は調整する。

③ 質の改革の推進（サービスの向上など）

計画的又は日常的に施設設備の点検を行い、収益施設として、必要な施設機能（設備等）の維持及び管理を行う。

(d) 数値目標〔計画期間（40カ年間）における数量に関する目標〕

- 現行の施設数若しくは機能数（数量）を維持する。

(4) 市営住宅

- ・ 市営住宅

(a) 対象施設



①赤松市営住宅、②大山市営住宅（上耕地）、③大山市営住宅（第二）、④城郭外市営住宅、⑤ククヤ台市営住宅、⑥上辺見第一市営住宅、⑦上辺見市営住宅、⑧鹿養市営住宅、⑨磯部市営住宅、⑩磯部第一市営住宅、⑪沼影市営住宅、⑫尾崎市営住宅

(b) 施設状況

市営住宅は、古河地区において5施設、総和地区において5施設、三和地区において2施設あり、すべての施設がほぼ満室の状態である。しかしながら、これらの施設の中には、昭和40年代又は昭和50年代に整備したものが多く、施設の老朽化が進んでいる大山市営住宅（上耕地）、大山市営住宅（第二）、沼影市営住宅、尾崎市営住宅は新規入居の募集を停止している。

(c) 施設概要

施設名称	建築年	延床面積	備考
赤松市営住宅	H07	1,820 m ²	
大山市営住宅（上耕地）	S40	875 m ²	
大山市営住宅（第二）	S46	749 m ²	
城郭外市営住宅	S48	2,669 m ²	
ククヤ台市営住宅	S52	4,207 m ²	
上辺見第一市営住宅	S47	1,737 m ²	

上辺見市営住宅	S57	2,183 m ²	
鹿養市営住宅	H04	2,064 m ²	
磯部市営住宅	S48	496 m ²	
磯部第一市営住宅	S52	988 m ²	
沼影市営住宅	S53	511 m ²	
尾崎市営住宅	S54	544 m ²	

(d) 更新検討施設〔※ 建築後 60 年を経過する施設の建替え等の検討(10 カ年度ごと)〕

検討時期	対象施設
平成 46 年度まで	城郭外市営住宅、上辺見第一市営住宅、磯部市営住宅
平成 56 年度まで	ククヤ台市営住宅、上辺見市営住宅、磯部第一市営住宅
平成 66 年度まで	鹿養市営住宅

※ 大山市営住宅(上耕地)及び大山市営住宅(第二)については平成 32 年度末、沼影市営住宅及び尾崎市営住宅については平成 34 年度末をもって施設の用途廃止を予定している。(平成 27 年度末現在)

(e) 施設方針〔3つの改革目標の推進〕

① 行政改革の推進(コストの見直しなど)

各施設において、維持管理業務(点検、メンテナンス等)の統一化を図り、効率的な施設の管理運営を行う。

また、空きスペース等については、有料広告事業等の導入により、施設の有効活用を図る。

② 量の改革の推進(スペースの見直しなど)

新規入居の募集を停止している 4 施設については、将来的に用途を廃止する。

市営住宅の運営にあたっては、施設の必要性や有効性を再度検証し、必要な施設の総量(ボリューム)を調整する。

③ 質の改革の推進(サービスの向上など)

建物や設備の点検又は検査(法定点検等)の結果や、施設の長寿命化計画に基づき、住宅施設として必要な施設機能の維持及び管理を行う。

また、施設の運営について、指定管理者制度の導入や専門性の高い外部機関等への業務委託(アウトソーシング)を検討し、質の高い施設サービスの提供を図る。

(f) 数値目標〔計画期間(40カ年間)における数量に関する目標〕

○ 現行の施設数若しくは機能数未満の数量とする。

(5) 上水道施設

・ 上水道施設

(a) 対象施設

- ①三和浄水場、②思川浄水場、③配水管路

(b) 施設状況

三和地区の浄水施設として「三和浄水場」、古河地区及び総和地区の浄水施設として「思川浄水場（栃木県野木町）」を設置しており、施設の水源割合は、三和浄水場が約 20%、思川浄水場が約 75%を占めている。

市内の配水管路の総延長は、約 1,000km（平成 27 年度末現在）である。

両浄水場内の施設（建物）の一部においては、建築後約 40 年を経過し、老朽化が進んでいるものもあるが、主要施設、機械及び電気等の設備については、これまでに、概ね耐用年数の経過をもって更新してきた。

(c) 施設概要

施設名称	建築年	延床面積	概要
三和浄水場	H02	2,099 m ²	主要施設、付帯施設
思川浄水場	H12	3,522 m ²	管理センター、水質検査室棟等

※ 両浄水場内の付帯施設等においては、主要施設の建築年以前に整備されたものもある。

インフラ資産名称	総延長	備考
配水管路	約 1,000 km	平成 27 年度末現在

(d) 更新検討施設〔 ※ 建築後 60 年を経過する施設の建替え等の検討(10 カ年度ごと) 〕

検討時期	対象施設
平成 66 年度まで	三和浄水場

(e) 施設方針〔 3つの改革目標の推進 〕**① 行政改革の推進**（コストの見直しなど）

両施設において、維持管理業務（点検、メンテナンス等）の統一化を図り、効率的な施設の管理運営を行う。

また、国や県等の動向を考慮しながら、水道事業の広域化によるコスト削減の検討を行う。

② 量の改革の推進（スペースの見直しなど）

配水管路については、市民のライフラインであるという観点から、総量の縮減を図ることは困難であるため、必要な総量（ボリューム）を維持又は確保するとともに、各水源の有効活用を図るために市内全域の総合的な水運用により効率的な管網整備を行う。浄水場内の付帯施設等について、必要な更新を行う場合は、施設（建物又は設備等）の縮小化についても検討する。

③ 質の改革の推進（サービスの向上など）

浄水施設については、建物や設備の点検又は検査（法定点検等）の結果等に基づき、施設の長寿命化に向けた指針や保全計画を策定し、浄水施設として必要な施設機能の維持及び管理を行う。

配水管路については、更新（再整備）時期を経過する場合にあっても、継続して機能が維持できるよう、計画的又は日常的な修繕等による長寿命化を図る。

思川浄水場については、その運転管理を外部に委託（アウトソーシング）しており、三和浄水場においても、外部委託を実施することとし、安全かつ安定した施設の運転管理を図る。

（f）数値目標〔計画期間（40カ年間）における数量に関する目標〕

- 現行の施設数若しくは機能数（数量）を維持する。

(6) 下水道施設**ア 下水道関連施設****(a) 対象施設**

①古河浄化センター、②総和水処理センター、③横山町汚水中継ポンプ場、④旭町汚水中継ポンプ場、⑤中田汚水中継ポンプ場、⑥上辺見中継ポンプ場、⑦女沼中継ポンプ場、⑧下水管きょ、⑨下大野都市下水路、⑩磯部都市下水路、⑪北町調整池

(b) 施設状況

下水処理場については、古河処理区において「古河浄化センター」、総和处理区において「総和水処理センター」を設置しており、処理場に伴う施設として、各ポンプ場を設置している。

下水管きょについては、毎年度整備を進めており、市内全域での管きょの総延長は、約 463km（平成 27 年度末現在）である。

都市下水路については、下大野都市下水路（延長 7,582m）と磯部都市下水路（延長 4,942m）＜整備中＞を設置している。

雨水調整池については、雨水用貯留施設として北町調整池（容量 5,100 m³）を設置している。

(c) 施設概要

施設名称	建築年	延床面積	概要
古河浄化センター	S55	21,216 m ²	管理棟、水処理棟、汚泥棟等
総和水処理センター	S57	13,136 m ²	管理本館、汚泥処理棟等

インフラ資産名称	総延長	備考
下水管きょ	約 463 km	平成 27 年度末現在
下大野都市下水路	約 7,582 m	平成 27 年度末現在
磯部都市下水路	約 4,942 m	平成 27 年度末現在
北町調整池	(容量) 5,100 m ³	雨水調整池

(d) 更新検討施設〔 ※ 建築後 60 年を経過する施設の建替え等の検討(10 カ年度ごと) 〕

検討時期	対象施設
平成 56 年度まで	古河浄化センター、総和水処理センター

(e) 施設方針〔3つの改革目標の推進〕**① 行政改革の推進（コストの見直しなど）**

下水処理施設については、維持管理（点検、メンテナンス等）の効率化を図り、適切な施設の管理運営を行う。

管理委託業務においては、管理範囲の見直しを検討し、コストの縮減を図る。

施設の更新については、計画的な長寿命化工事の実施により、コストの平準化を図りながら、改築更新等の適切な時期を検証する。

また、空きスペースについては、貸付けの導入等により施設の有効活用を図る。

② 量の改革の推進（スペースの見直しなど）

下水処理施設と農業集落排水処理施設との将来的な統合を検討するなど、施設の総量及び機能の調整を図る。

下水管きょについては、市民のライフラインであるという観点から、総量の縮減を図ることは困難であるため、計画的に必要な整備を行いながら、総量（ボリューム）を維持又は確保する。

③ 質の改革の推進（サービスの向上など）

下水処理施設については、建物や設備の点検又は検査（法定点検等）の結果等に基づき、施設の長寿命化計画（ストックマネジメント計画）を策定し、下水処理施設として必要な施設機能の維持管理及び改築更新を行う。

下水管きょについては、更新（再整備）時期を経過する場合にあっても、継続して機能が維持できるよう、計画的又は日常的な修繕等による長寿命化を図る。

(f) 数値目標〔計画期間（40カ年間）における数量に関する目標〕

○ 下水処理施設については、現行の施設数若しくは現行未満の施設数とする。

○ 下水管きょについては、農業集落排水事業との調整を図りながら、茨城県生活排水ベストプラン（H26改定）で定めた整備予定範囲内とし、計画的な整備を進める。

○ 都市下水路については、磯部都市下水路の整備完了後の総延長以下の数量とする。

○ 雨水調整池については、今後の浸水対策の状況を踏まえ、適切な数量とする。

イ 農業集落排水処理施設

(a) 対象施設

①前林地区農業集落排水処理施設、②柳橋地区農業集落排水処理施設、③高野地区農業集落排水処理施設、④上大野・稲宮地区農業集落排水処理施設、⑤葛生地区農業集落排水処理施設、⑥大綱・米倉地区農業集落排水処理施設、⑦恩名地区農業集落排水処理施設、⑧大新地区農業集落排水処理施設、⑨三和北部地区農業集落排水処理施設、⑩間中橋地区農業集落排水処理施設、⑪東山田東部地区農業集落排水処理施設、⑫農業集落排水管きよ

(b) 施設状況

茨城県生活排水ベストプランによる農業集落排水計画 13 区域の内、総和地区において 5 施設、三和地区において 6 施設を設置しており、それぞれの処理区域内において、農業集落排水管きよを設置（整備）している。

農業集落排水管きよの総延長は、約 155km（平成 27 年度末現在）である。

(c) 施設概要

施設名称	建築年	延床面積	備考
前林地区農業集落排水処理施設	H10	205 m ²	
柳橋地区農業集落排水処理施設	H08	386 m ²	
高野地区農業集落排水処理施設	H13	234 m ²	
上大野・稲宮地区農業集落排水処理施設	H20	331 m ²	
葛生地区農業集落排水処理施設	H24	253 m ²	
大綱・米倉地区農業集落排水処理施設	H04	145 m ²	
恩名地区農業集落排水処理施設	H05	669 m ²	
大新地区農業集落排水処理施設	H08	543 m ²	
三和北部地区農業集落排水処理施設	H12	381 m ²	
間中橋地区農業集落排水処理施設	H18	520 m ²	
東山田東部地区農業集落排水処理施設	H22	474 m ²	

インフラ資産名称	総延長	備考
農業集落排水管きよ	約 155 km	平成 27 年度末現在

(d) 更新検討施設〔 ※ 建築後 60 年を経過する施設の建替え等の検討(10 カ年度ごと) 〕

検討時期	対象施設
平成 66 年度まで	大綱・米倉地区農業集落排水処理施設、恩名地区農業集落排水処理施設

(e) 施設方針〔3つの改革目標の推進〕**① 行政改革の推進（コストの見直しなど）**

各施設において、維持管理業務（点検、メンテナンス等）の統一化を図り、効率的な施設の管理運営を行う。

また、空きスペース等については、貸付けや有料広告事業の導入により、施設の有効活用を図る。

② 量の改革の推進（スペースの見直しなど）

農業集落排水処理施設と下水処理施設との統合を検討する等、施設の総量及び機能の調整を図る。

農業集落排水管きよについては、市民のライフラインであるという観点から、総量の縮減を図ることは困難であるため、必要な総量（ボリューム）を維持又は確保する。

③ 質の改革の推進（サービスの向上など）

農業集落排水処理施設については、建物や設備の点検又は検査（法定点検等）の結果等に基づき、施設の長寿命化に向けた指針や保全計画を策定し、農業集落排水処理施設として必要な施設機能の維持及び管理を行う。

農業集落排水管きよについては、更新（再整備）時期を経過する場合にあっては、継続して機能が維持できるよう、計画的又は日常的な修繕等による長寿命化を図る。

(f) 数値目標〔計画期間（40カ年間）における数量に関する目標〕

- 現行の施設数若しくは機能数未満の数量とする。

(7) 農業関連施設

ア 農業水利施設

(a) 対象施設

①御所沼排水機場、②新郷排水機場、③中田排水機場、④農業用排水路

(b) 施設状況

古河地区において、農作物への湛水を防除する施設として、御所沼、新郷、中田の3カ所に排水機場が設置されている。

排水機場については、生活排水の処理や湛水を防除するための防災施設としても活用されている。

新郷排水機場については、整備後約40年を経過し、また、中田排水機場については、整備後約25年を経過しているため、両排水機場においては設備等の老朽化が進んでいる。

(c) 施設方針〔行政・量・質の改革目標の推進〕

排水機場については、農地や地域の防災対策に寄与する施設であるという観点から、施設の老朽化に対して、計画的又は日常的な点検、修繕等により資産の長寿命化を図ることで、更新（再整備）時期を経過した場合にあっても、その機能を維持し、必要な総量（ボリューム）を確保する。

農業用排水路については、農地や地域における重要なインフラ資産であるため、適正な維持又は管理を行う。

(d) 数値目標〔計画期間（40カ年間）における数量に関する目標〕

○ 現行の施設数若しくは機能数（数量）を維持する。

イ 市民農園

(a) 対象施設



①鳥喰農園、②仁連農園、③長左エ門新田農園、④尾崎農園

(b) 施設状況

古河地区の鳥喰に1施設、三和地区の仁連、長左エ門新田、尾崎に各1施設の計4施設あり、市民等の自家用野菜や花の栽培、高齢者の生きがづくり、また、農作業を通じて農業に対する理解を深めることを目的に利用されている。

(c) 施設方針〔行政・量・質の改革目標の推進〕

市民農園内において、耕作が不能となるスペース等がある場合は、農園以外の用途への転用を図り、施設の総量（ボリューム）を調整する。

市民農園は収益施設でもあることから、制度の見直しや施設環境の改善を図る等、利用者の確保に努める。

(d) 数値目標〔計画期間（40カ年間）における数量に関する目標〕

○ 現行の施設数若しくは機能数未満の数量とする。

(8) 防犯灯

- ・ 防犯灯

(a) 対象施設

- ・ 防犯灯

(b) 施設状況

道路の暗がりの解消、犯罪及び事故を未然に防止することを目的に、道路に設置している。

(c) 施設方針〔行政・量・質の改革目標の推進〕

防犯灯の新設や既存の防犯灯の修繕にあたっては、電灯のLED化を進める等、ランニングコストの縮減を図る。

施設の管理にあたっては、計画的又は日常的な点検、修繕等により、必要な機能を維持する。

また、特に通学路や人口密集地区において整備が不足等している箇所については、計画的に必要な整備を行う。

(d) 数値目標〔計画期間(40カ年間)における数量に関する目標〕

- 現行の施設数若しくは機能数(数量)を維持する。

5. 普通財産

・ 普通財産

(a) 対象財産：平成27年度末現在

・ 行政目的を有する財産（行政財産）以外の財産

① 普通財産（土地）： 170,546 m²

② 普通財産（建物）： 2,051 m²

(b) 財産の状況

普通財産の多くは、行政財産としての一定の用途が廃止され、それ以外の行政目的での利活用が見込めないものとし、普通財産として取り扱う財産である。

財産の維持管理の現状としては、民間事業者等への貸付けにより、行政目的以外の用途で利活用されているものも少なくない。

将来にわたって行政目的での利用が見込めない財産については、売却等により処分している。

(c) 財産の方針〔行政・量・質の改革目標の推進〕

将来的に行政目的での利用が見込めない財産については、積極的に売却（処分）することで、管理コストの発生を抑制する。

売却の手法については、インターネット公売や民間事業者への委託による売却等、効率的かつ効果的な方法を検討する。

また、売却可能な財産の情報提供については、茨城県のポータルサイトや外部機関等との連携を図るものとする。

(d) 数値目標〔計画期間（40カ年間）における数量に関する目標〕

○ 現行の財産数未満の数量とする。

古河市公共施設等総合管理(ファシリティマネジメント)基本方針
— 分野別施設方針 —

平成28年5月発行 古河市 財政部 財産活用課
〒306-0291 茨城県 古河市 下大野 2248 番地
TEL 0280-92-3111(代表) FAX 0280-92-9477